

シームレス民泊の取組み状況について

取組み状況について

- 徳島県規制改革会議におけるシームレス民泊制度の提唱（H28. 5）
- 阿南市・新野シームレス民泊推進協議会の設置（H28. 6）
- 徳島県規制改革会議・第1次提言（シームレス民泊の推進）（H28. 7）
- 大学生によるお試し民泊の実施（H28. 9）
- シームレス民泊確認要綱の制定（H29. 1）
 - ※シームレス民泊の制度化、農林漁家民宿に準じた規制緩和の実現
- 阿南市と新野シームレス民泊推進協議会による災害時受入協定の締結（H29. 1）
- 民泊モニターツアーの実施（H29. 3）
- シームレス民泊第1号「坊主の宿」開所（H29. 4）
 - ※7月10日時点で宿泊者数は200名超
- 第2号、第3号となる開所も、夏から秋頃を目指し、現在申請等の準備作業中
- 地域と自衛隊が連携した防災訓練の実施（H29. 11頃実施予定）



災害時受入協定の締結



坊主の宿開所式

民泊モニターツアー
(朝のおつとめの様子)

手続きについて

実際に手続きを行う地元からは、民泊（簡易宿所）の申請にあたっては、様々な法令をクリアする必要があり、煩雑であることから、手続きの簡素化や窓口の一元化など、効率化が図れないかとの要望あり。

《阿南市新野町・シームレス民泊の場合》

- | | | |
|-------------|---|--------------------|
| ・ 旅館業法 | → | 阿南保健所（生活衛生担当） |
| ・ 消防法 | → | 阿南市消防本部 |
| ・ 建築基準法 | → | 南部総合県民局県土整備部（企画担当） |
| ・ 食品衛生法 | → | 阿南保健所（生活衛生担当） |
| ・ 水質汚濁防止法 | → | 阿南保健所（環境担当） |
| ・ 耐震診断・耐震改修 | → | 阿南市（住宅・建築課） |
| ・ 災害時協定 | → | 阿南市（危機管理課） |

《民泊(簡易宿所)の開業に必要な行政手続一覧》

項目	窓口		申請	添付書類	根拠	備考
旅館業法	県	保健所 (生活衛生)	旅館業許可申請書	<ul style="list-style-type: none"> ○別紙(営業施設の構造設備) ○平面図 ○立面図 ○付近の見取り図(200mの区域内) ○消防法令適合通知書 ○定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書 ※法人の場合 ○建築基準法検査済証 ○水質検査結果書(写) ※水道水以外(地下水等)を使用する場合 ○申請手数料(22,000円) 	県規則	
消防法	市	消防本部	消防法令適合通知書交付申請書 防火対象物使用開始届出書	<ul style="list-style-type: none"> ○別紙(防火対象物棟別概要追加書類) 	国通知 市条例	事前相談、現地確認
水質汚濁防止法	県	保健所 (環境)	特定施設設置届出書	<ul style="list-style-type: none"> ○別紙(特定施設の構造) ○別紙(特定施設の使用の方法) ○別紙(汚水等の処理の方法) ○別紙(排出水の汚染状態及び量) ○別紙(排出水の排水系統別の汚染状態及び量) ○別紙(排出水に係る用水及び排水の系統) ○営業所の周辺地図 ○建物の平面図 ○特定施設の構造図 ○汚水等処理施設の構造図 ○汚水処理のフローシート ○管理体制(組織)図 ○排水口図 	国法	
			実施制限期間短縮願		国法	
建築基準法 ※変更申請が 必要な場合	県	建築部門	確認申請書	<ul style="list-style-type: none"> ○別紙(建築計画概要書) ○関係図面 ○建築士免許 	国規則	
			既存不適格調書		国規則	
食品衛生法 ※飲食の提供が ある場合	県	保健所 (生活衛生)	営業許可申請書	<ul style="list-style-type: none"> ○別紙(営業設備の概要) ○見取図及び営業設備の平面図 ○事業者の証明 <ul style="list-style-type: none"> ・(法人の場合)定款又は登記事項証明書の写し ・(個人の場合)運転免許証又は保険証等 ○店舗付近の地図 ○水質検査結果書(写) ※水道水以外(地下水等)を使用する場合 ○申請手数料(飲食店営業16,000円) 	県規則	現地確認
			食品衛生責任者設置届	<ul style="list-style-type: none"> ○食品衛生責任者の資格を証明する書類 <ul style="list-style-type: none"> ・(栄養士、調理師等)免許の写し ・(食品衛生責任者養成講習会受講者)修了証の写し 	県規則	